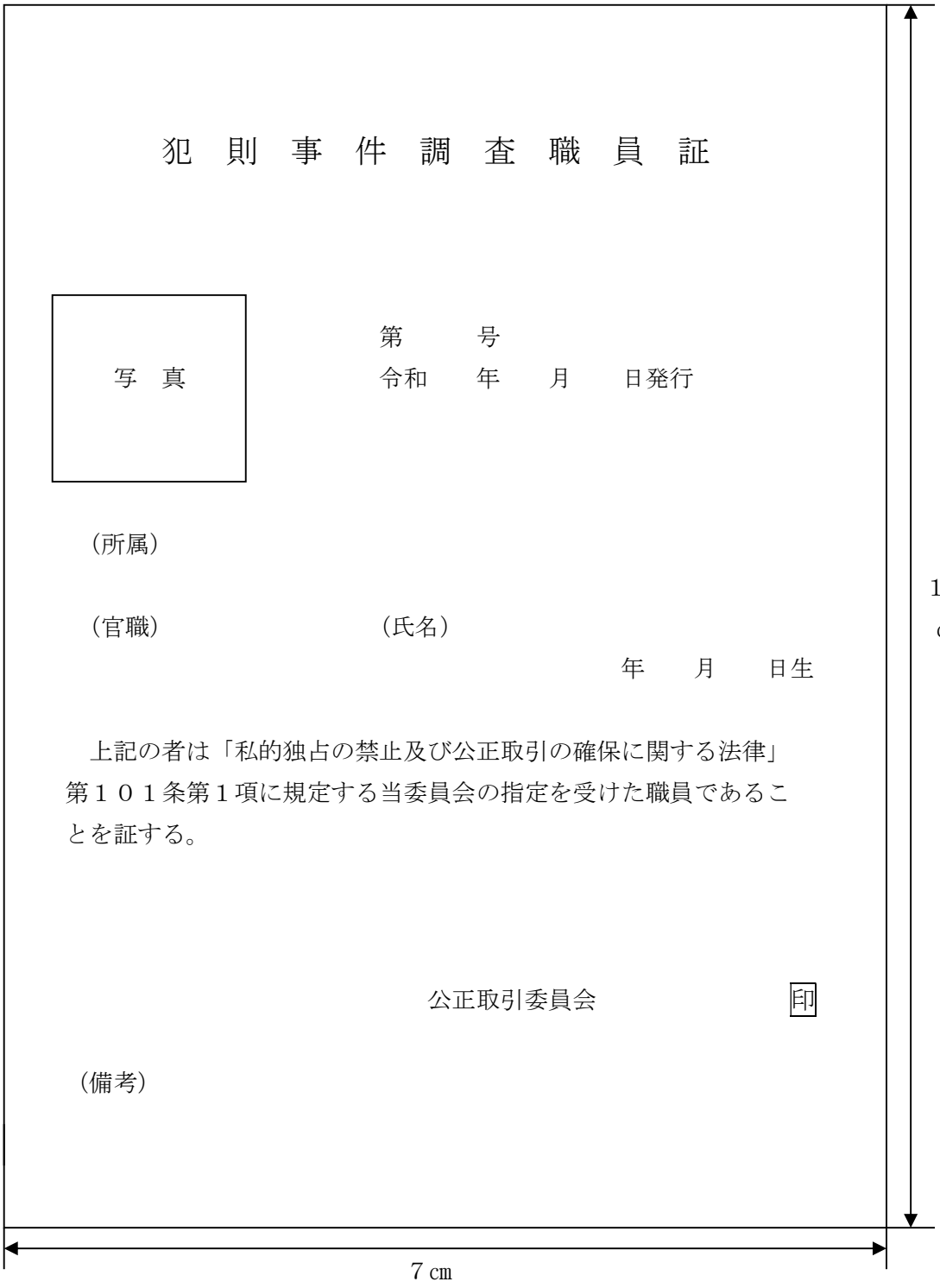
様式

（第１葉）


犯　則　事　件　調　査　職　員　証
写　真
第　　号
令和　　年　　月　　日発行
（所属）
（官職）
（氏名）
年　　月　　日生
上記の者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第１０１条第１項に規定する当委員会の指定を受けた職員であることを証する。
公正取引委員会
印
（備考）
１１
cm
７cm

（第２葉）

犯則事件調査職員（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第１０１条第１項に規定する公正取引委員会の指定を受けた職員）は，同法第１２章の規定により以下の権限を有する。

１　犯則事件を調査するため必要があるとき，犯則嫌疑者若しくは参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め，犯則嫌疑者等に対して質問し，犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去った物件を検査し，又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去った物件を領置すること。

２　犯則事件の調査について，官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

３　犯則事件を調査するため必要があるとき，地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により，臨検，捜索，差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ，又は印刷させた上，当該記録媒体を差し押さえることをいう。）をすること。

４　差し押さえるべき物件が電子計算機であるとき，当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって，当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから，その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上，当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえること。

５　犯則事件を調査するため必要があるとき，許可状の交付を受けて，

１１cm

7 cm

（第３葉）

犯則嫌疑者から発し，又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物，信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し，又は所持するものを差し押さえること。

６　前項の規定に該当しない郵便物，信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し，又は所持するものについて，犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り，許可状の交付を受けて，これを差し押さえること。

７　差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるとき，電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し，その業務上記録している電気通信の送信元，送信先，通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し，３０日を超えない期間を定めて，これを消去しないよう，書面で求めること。

８　前項の規定による求めを行う場合において，必要があるとき，みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めること。

９　差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるとき，その差押えに代えて，差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し，印刷し，又は移転した上，当該他の記録媒体を差し押さえること。

10　差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるとき，その差押えに代えて，差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ，印刷させ，又は移転させた上，当該他の記録媒体を差し押さえること。

11　臨検，捜索，差押え若しくは記録命令付差押えをするため必要があるとき又は領置物件，差押物件若しくは記録命令付差押物件について，錠をはずし，封を開き，その他必要な処分をすること。

１１cm

７cm

（第４葉）

12　臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるとき，臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対し，電子計算機の操作その他の必要な協力を求めること。

13　質問，検査，領置，臨検，捜索，差押え又は記録命令付差押えをする間，何人に対しても，許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止すること。

14　犯則事件を調査するため必要があるとき，学識経験を有する者に領置物件，差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し，又は通訳若しくは翻訳を嘱託すること。

